大阪府議会オンラインによる委員会出席に関する運営要綱（案）

資料３

（趣旨）

第１条　この要綱は、大阪府議会委員会条例（昭和31年大阪府条例第45号。以下「条例」という。）第12条の２第１項の規定によるオンラインにより出席する委員がある委員会（大阪府議会議会運営委員会条例（平成３年大阪府条例第39号）第18条において準用する議会運営委員会を含む。）の運営に関し、同条第４項の規定に基づき、表決の方法その他必要な事項を定めるものとする。

（オンライン出席委員の責務）

第２条　オンラインにより委員会に出席する委員（以下「オンライン出席委員」という。）は、現に委員会室にいる状態と同様の環境を確保するため、常に映像と音声の送受信により委員会室の状態を認識しながら通話することができるようにするとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

　⑴　情報セキュリティ対策を適切に講じること。

　⑵　オンライン出席委員が現にいる場所に当該委員以外の者を入れないこと。

　⑶　委員会に関係しない映像や音声が入り込まないようにすること。

２　オンライン出席委員は、委員会開会予定時刻の30分前までに、議会事務局職員との間で通信環境が良好に保たれていることを確認するものとする。

３　オンラインにより委員会に出席するために必要な経費は、オンライン出席委員の負担とする。

（オンラインによる出席の申請）

第３条　条例第12条の２第１項の場合において、委員会にオンラインによる出席を希望する委員は、原則として、オンラインによる出席を希望する日の１日前（府の休日に当たる日は、日数に算入しない。）の午後５時までに、オンライン出席申請書（別紙様式）を委員長に提出しなければならない。

２　委員長は、前項の申請書を提出した委員の委員会室への参集が困難であると認めるときは、これを許可するものとする。この場合において、委員長は、あらかじめ副委員長及び各会派代表者（議会運営委員会にあっては、理事。）の意見を聴くことができる。

（委員長のオンライン出席の取扱い）

第４条　委員長は、円滑な議事運営を確保する観点から、オンラインにより委員会に出席することができない。

２　委員長及び副委員長がともに委員会室に出席できないときは、委員会室に出席している年長委員が委員長の職務を行うものとする。

（オンライン出席委員）

第５条　委員長は、オンラインにより委員会に出席しようとする委員について、本人の映像と音声が確認できる場合に限り、条例第12条の２第３項に規定する出席委員と認めるものとする。

（表決の方法等）

第６条　委員長は、起立による表決をとろうとするときは、オンライン出席委員の可否を挙手と発言により１人ずつ確認した後、委員会室に出席している委員の可否を起立により確認し、オンライン出席委員の可否と合算して多少を認定するものとする。

２　委員長は、問題について異議の有無を諮るときは、オンライン出席委員及び委員会室に出席している委員に同時に行うものとする。

３　表決宣告の際、前条の状態が確認できないオンライン出席委員は、表決に加わることができない。

４　オンライン出席委員は、投票による表決に加わることができない。

（秩序保持に関する措置）

第７条　オンライン出席委員が条例第20条第２項に規定する状況にあるときは、委員長は、回線の遮断により、映像と音声の送受信を停止する措置を講じることができる。

　　　附　則

　この要綱は、令和２年９月30日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は、大阪府議会委員会条例の一部を改正する条例（令和４年大阪府条例第●号）の施行の日から施行する。